９　健康被害等が発生した場合の規定

不良食品等発生時の処理方法

●　販売した食品による食中毒等健康被害または不良食品等発生時の連絡体制を整備しておく。

連絡先	電話番号

●　販売した食品による食中毒等健康被害または不良食品等が発生した時は、次の様式に記入し、直ちに責任者等に連絡する。

◇ 様　式：【　　】

●　販売した食品による食中毒等健康被害または不良食品等が発生し、回収等に着手した時および回収等を終了した時は、次の様式に記入して、〇〇保健所に報告する。

◇ 様　式：【　　】

◇ 様　式：【　　】